

平成26年 9月29日

財務担当理事裁定

静岡大学の調達の手続に関する基本方針

静岡大学（以下「本学」という。）が執行する経費（本学以外の他機関が負担する経費を含む。）は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に執行するとともに、執行に関しての説明責任を果たします。さらに、調達の手続の選定にあたっては、透明性及び公平性を確保した競争を原則とし、競争によらない場合であっても本学の規則に基づき、適切に相手方を選定します。

また、本学は、調達の手続と対等の立場で取引を行うとともに、相互理解と信頼関係を構築することに努めます。

以上により、本学は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルール並びに下記の事項を遵守する者とのみ取引します。

記

1. 次の不適切な取引を行わないこと。
 - ① 預り金（本学の契約担当事務部署が了解する前払金等を除く。）
 - ② 支払期日の不明確な取引
 - ③ 取引事実と異なる書類の提出
 - ④ 将来の売買を前提とした物品等の貸出、その他本学の契約担当事務部署の了解を得ない物品等の貸出（修理物品の代替品の貸出を除く。）
 - ⑤ 物品等の無償提供（宣伝用物品又は記念品等であって広く一般に配布するためのものを除く。）
2. 本学の教職員から不適切な取引を行うことを要求された場合には拒絶し、本学の通報窓口へ連絡すること。
3. 本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合は、全面的に協力することとし、取引記録に関する帳簿等を求められたときは、提供すること。
4. 万が一、不適切な取引が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。